

京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、記録的な猛暑の影響による農産物等の生育不良による収量の減少や品質低下等が発生する中、農業経営の継続・発展に資するため、高温対策機器の導入等に取り組む農業者に対する補助金の交付に関し、高温対策支援事業実施要領（令和6年6月18日付け6農産第540号 農林水産部長通知。以下「府要領」という。）、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各文言の定義は、次のとおりとする。

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者

(2) 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者

(3) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する要件を満たした法人

(4) 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

(事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、原則交付決定の日から当該年度の2月末日までとする。

ただし、第5条第2項の規定による交付決定前着手の届出があった場合はこの限りではない。

(補助事業の内容)

第4条 この要綱における「京都市農業高温対策支援事業」とは、府要領に基づき行う事業で、事業内容、対象品目、補助対象機器等、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助要件、補助率及び補助上限等については、別表のとおり定める。ただし、市長が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する申請は、市長が府要領第3の1に規定する事業計画の承認を受けた日以降に、京都市農業高温対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によって、別に定める期限までに行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ京都市農業高温対策支援事業補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出し

なければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請に不備がある場合、又は申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、京都市農業高温対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項等の変更)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市農業高温対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金額の2割までの減額については、条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更とする。

(中止又は廃止の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ京都市農業高温対策支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 条例第18条による実績報告は京都市農業高温対策支援事業補助金実績報告書（様式第6号）により、事業完了後（交付決定の日までに着手し、既に事業が完了している場合は交付決定後）15日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、京都市農業高温対策支援事業補助金交付額決定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

- 第11条 条例第21条第2項による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市農業高温対策支援事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 概算払の請求は、第6条により通知した補助金の交付予定額の3分の1以内の額についてすることができる。

(交付の取消し等)

- 第12条 市長は、補助対象事業者が条例第22条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
- (1) 補助事業完了までに、第2条に規定する補助対象事業者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 府要領及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助対象事業者が補助事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を府要領第5に規定する期間が経過する前に処分するとき。
- 2 第8条に規定する補助事業の廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(補足)

- 第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業観光局農林政策担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱第6条による交付決定を受けた補助対象事業者は、施行日以後も、なお従前の例により事業を実施することができる。

別表（第2条、第4条関係）

事業内容	対象品目を生産する農業者が今後の猛暑に備えるとともに、農業経営の継続・発展を図るために必要な高温対策機器等の導入を行う事業
対象品目	豆類、野菜、花き、果樹
補助対象機器等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハウス 細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、循環扇・換気扇、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置） 2 露地 スプリンクラー、園地遮光対策施設、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）、灌水資材（灌水チューブ等）、遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）、水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置） 3 その他市長が特に認めるもの
補助対象事業者（事業実施主体）	<p>京都市内に主な生産・経営基盤を持つ、次に掲げる者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業経営体 認定農業者、認定新規就農者又は農地所有適格法人 2 3戸以上の販売農家で構成する団体（※）に所属する販売農家 ※ 団体：補助対象機器等を導入する品目の生産又は販売を目的としている団体
補助要件	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 セーフティネット制度への加入 対象品目又は補助対象機器等を導入するハウスを対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること。 ① 農業保険制度（収入保険、畑作物共済、果樹共済又は園芸施設共済） ② 農産物価格安定対策事業 ③ 民間事業者が提供する保険 2 他の事業と重複申請とならないこと。 3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること。
補助率及び補助上限等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 1/2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外） 2 補助上限額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営体 1事業実施主体当たり1,000千円（税抜） (2) 3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家 1事業実施主体当たり600千円（税抜） 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、灌水装置（自動灌水装置、灌水用ポンプ等）及びスプリンクラーの導入に当たっては、事業費が250千円（税抜）未滿は補助対象としない。 (2) 灌水資材（灌水チューブ等）及び遮光・遮熱資材（塗布剤含む。）に当たっては、事業費が100千円（税抜）未滿は補助対象としない。 (3) 水源の整備（井戸掘削、汲み上げ用ポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置）に当たっては、補助上限額を200千円（税抜）とする。 (4) 申請額が予算の上限に達した場合は、優先順位を考慮した上で、予算額に応じて按分した補助金を交付する。

様式第1号（第5条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金交付申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹
申請事業に要する経費 (税込)	
交付を受けようとする補助金の額	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
団体の概要	設立年月日
	構成員数
	添付文書
誓約事項 ※チェックを記入	<input type="checkbox"/> 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

【添付書類】

- ・事業計画書（別紙）
- ・導入する機器・資材等のカタログ、見積書（2者以上。見積書のあて名は事業実施主体名と一致させること。団体にあっては、団体名及び個人名を併記すること。）
- ・設計図や設置図面（様式任意）
- ・灌水資材又は遮光・遮熱資材を導入する場合は、購入量の妥当性を示す根拠資料（様式任意）
- ・事業実施主体が法人又は3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家の場合は、当該法人又は所属する団体の定款又は規約及び構成員名簿の写し
- ・農業保険制度への加入を検討する場合は、個人情報の取扱いに関する同意書（府要領別記第7号様式）

(様式第 1 号別紙)

高温対策支援事業 事業計画書

1 申請の概要

事業実施主体名	
所属する団体名※	
事業実施主体住所	
電話番号	
E-mail	

※事業実施主体が団体に所属する販売農家で申請する場合のみ記載。

2 経営内容・採択要件

対象品目 (該当するところに○)	豆類 ・ 野菜 ・ 花き ・ 果樹			
経営内容	機器・資材等を導入する品目名 (ハウス・露地の別)	当該品目の 経営面積	うち 受益面積	
		a	a	
事業実施主体 (該当するところに○)		認定農業者		
		認定新規就農者		
		農地所有適格法人		
		3戸以上の販売農家で組織する団体に所属する販売農家		
補助要件※ (該当するところに○) (加入検討中は該当する 税務申告状況に○)		収入保険に加入済み		
		畑作物共済・果樹共済に加入済み		
		園芸施設共済に加入済み		
	青色 申告	白色 申告	農業保険制度(収入保険、畑作物共済・果樹共済、園芸施設共済)への加入検討中	
		農産物価格安定対策事業に加入済み		
		民間事業者が提供する保険に加入済み		
事業申請状況 (該当する場合は○)		令和6年度京野菜生産加速化事業に申請している、又は同事業から乗り換えた		
		令和5年度省エネ機器転換支援事業に採択された		
		令和5年度農林水産業経営強化緊急支援事業に採択された		

※対象品目と補助要件の該当箇所は整合性が取れていること

3 事業内容

機器・資材名 (機種・形式等)	数量	事業実施場所 (市町村名以下を 記入)	(A) 事業費 (税込・円)	(B) 事業費 (税抜・円)	(C) 補助金 (税抜・円) 〔(B)の1/2以内 1,000円未満切捨〕	(D) 補助金 (税抜・円) 〔水源の整備*は 200,000円上限〕
①機器類				計 250,000 円以上 が対象		(C)と同額
②資材類				計 100,000 円以上 が対象		(C)と同額
③換気扇・循環扇、 園地遮光施設						(C)と同額
④水源の整備						200,000円上限
計						

※水源の整備は、井戸の掘削、汲み上げポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置の合計
一次募集で井戸の設置を申請している場合は、（200,000 - 一次井戸設置補助額）が補助上限となります

(E) 補助上限額 (税抜・円)	農業経営体	1,000,000
	3戸以上の販売農家で構成する団体に 所属する販売農家	600,000

(F) 補助金額 (円) (Dの計とEのいずれか低い方)	
---------------------------------	--

【一次募集で市町村から交付決定を受けており、二次募集で市町村の地域協議会へ申請する場合】 (F) 補助金額 (円) (Dの計と (E - 一次交付決定済額) のいずれか低い方)	
--	--

4 事業着手及び完了予定日

事業着手予定日 年 月 日
事業完了予定日 年 月 日

添付書類

補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写し）

※口座名義と事業実施主体名義は同一のものとしてください。

※口座名義、金融機関、口座番号が確認できるよう、見開きページをコピーください。

京都市農業高温対策支援事業補助金交付決定前着手届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出します。

対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹
導入予定機器等	
申請事業に要する経費 (税込)	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
早期着手の理由	

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）を行わないこと。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当)

京都市農業高温対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました京都市農業高温対策支援事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (2) 事業の内容を変更又は中止・廃止をしようとするときは、京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条又は第8条に基づき、あらかじめ承認を受けてください。
- (3) 実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。
- (4) 京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (5) 条例第16条第1項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して10年間保管してください。
- (6) 当該補助事業により取得した機器等は、適正な管理を行ってください。
- (7) 当該補助事業により取得した機器等を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。
- (8) その他条例、要綱を遵守してください。

※不交付の場合

(不交付の理由)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市農業高温対策支援事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により変更の承認を申請します。		
対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹	
変更理由		
	変更前	変更後
申請事業に要する経費 (税込)		
交付を受けようとする補助金の額		
着手予定日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	

注 変更後の事業計画がわかるものを添付すること。

京都市農業高温対策支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請 します。 <input type="checkbox"/> 廃止	
交付決定通知書の年月日 及び文書番号	年 月 日 京都市指令 第 号
対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹
中止・廃止する理由	

京都市農業高温対策支援事業補助金実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により事業の実績を報告します。	
対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹
補助事業に要した経費 (税込)	
交付を受けようとする補助金の額	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 府要領別紙 3 及び添付書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金交付額決定通知書

京都市指令第 号
令和 年 月 日

様

京都市長
(担当)

令和 年 月 日付けで提出されました京都市農業高温対策支援事業補助金に係る実績報告書については、内容を審査した結果、京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

交付決定日及び 決定番号	年 月 日 京都市指令 第 号
交付額	円

京都市農業高温対策支援事業補助金概算払請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 電話 ー 所属する団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により概算払請求します。	
対象品目 ※いずれかに○	1 豆類 2 野菜 3 花き 4 果樹
補助金交付通知額	
今回請求金額	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

注 市長が必要と認めるものがあれば添付すること。